# ソフトウェアライセンス契約

デバイスアンリミテッドジャパン株式会社（以下「甲」という。）と本シフトウエアーライセンシー（以下「乙」という。）とは、本ソフトウェア（第 1 条において定義する。）について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（定義）

本契約中に用いられる以下の用語は、別段の定めのない限り、次の定義によるものとする。

(1) 「本ソフトウェア」とは、別紙に記載されたソフトウェアをいう。なお、本契約に従って乙に提供された更新等（甲が本ソフトウェアの全ライセンシーに対して原則無償で提供する本ソフトウェアの更新、バグフィックス、パッチ又はその他のエラー修正等）したものを含む。

(2) 「本機器」とは、別紙に記載された電子機器をいう。

(3) 「本サービス」とは、別紙に記載された、本機器に搭載され、付属するサービスをいう。

(4) 「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項において定義される意味を有する。

(5) 「第三者ソフトウェア」とは、第三者が権利を保有するソフトウェアであって、その利用又は使用に第三者からライセンスを受けたものをいう。

(6) 「取扱説明書等」とは、甲が乙に電子的に又はハードコピーで提供する本ソフトウェアに関する甲の RX5-JP 導入説明資料その他一切の関連資料をいう。

(7) 「本機器等」とは、本機器、本ソフトウェア及び取扱説明書等を総称したものをいう。

## 第2条（ライセンスの許諾）

1. 甲は、乙に対し、本契約を遵守する限りにおいて、本契約期間中、別紙記載の目的（以下「本目的」という。）でのみ本ソフトウェアを使用する権利を許諾する。
2. 前項により許諾される権利は、譲渡不可、再許諾不可の非独占的なものとする。
3. 乙は、本ソフトウェアが甲の営業秘密を含んでいること、かつ本契約に基づく義務の違反は甲に回復困難な損害を与え得ることを確認する。
4. 甲は、乙に対し、別途合意する方法で本ソフトウェアを引き渡すものとする。
5. 乙は、本契約は、本ソフトウェア又は取扱説明書等に関する知的財産権等その他の権利、権原又は利益が甲に帰属し、本契約により許諾された内容以外のいかなる権利も乙に移転ないし許諾されないことを確認する。

## 第3条（禁止行為）

乙は、本機器等に関し、本契約によって認められている場合を除き、直接的又は間接的に、以下の行為をしてはならない。

(1) 本目的以外の目的又は本契約に定められた条件以外で本機器等を使用すること

(2) 本機器等の全部又は一部を複製、改変又は翻案すること

(3) 本機器等の全部又は一部を、賃貸、リース、販売、再許諾、譲渡、配布、公開、又はその他の方法で提供すること

(4) 本ソフトウェアの全部又は一部を、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、デコ

ード、その他の手段により、本ソフトウェアのソースコードの特定、導入又はそれに対するアクセスを試みること

(5) 本ソフトウェアの全部又は一部を、他のソフトウェアの一部に組み込むこと

(6) 本機器等から知的財産権の表示を削除又は改変すること

(7) 本機器等をいかなる方法又は目的にかかわらず、第三者の知的財産権その他の権利を侵害又は不正利用するような方法で使用すること

(8) 組み込みファームウェアを変更すること

(9) 本機器及び本ソフトウェアのシステム内外のデータ伝送の解読、デコード及びハッキングを試みること

(10) 甲又はその関係会社が提供していない他のエンドポイントに、システムからのデータトラフィックをリダイレクトしようとすること

**第4条（責任）**

1. 乙は、乙が直接的又は間接的に行った本機器等のすべてのアクセス及び使用について、責任を負うものとする。この場合、かかるアクセス若しくは使用が本契約により許容されているか又は本契約に違反しているかを問わない。
2. 乙は、本ソフトウェアには、第三者ソフトウェアが含まれる場合があることを確認する。甲は、乙が本ソフトウェアを本目的で使用する場合に限り、乙に対し、かかる第三者ソフトウェアのサブライセンスを本契約に基づき付与する。乙は、かかる第三者ソフトウェアについて、知的財産権その他の権利を取得せず、また別途、かかる第三者ソフトウェアを使用、リバースエンジニアリング、変更、改変、逆アセンブル、逆コンパイルその他の権利侵害行為をしてはならない。

**第5条（非保証）**

1. 甲は、次の各号の場合に本ソフトウェアが正常に作動することを保証するものではない。
   (1) 甲が取扱説明書等で指定していない又は甲が書面で明示的に許可していないハードウェア又はソフトウェアに、若しくはそれらに関連して、本機器又は本ソフトウェアをインストールし、使用した場合
   (2) 乙が本機器若しくは本ソフトウェアを改変若しくは損傷した場合
   (3) 乙が本機器若しくは本ソフトウェアを不正に使用した場合（甲が取扱説明書等その他の書面で明示的に許可していない方法で本機器又は本ソフトウェアを使用した場合を含む。）
2. 甲は、本ソフトウェアに含まれる機能が、乙の特定の目的に適合することを保証するものではない。

**第6条（秘密保持）**

1. 甲及び乙は、秘密である旨を表示した又はその性質上秘密であると認められる、その事業、製品及びサービスに関する情報、並びに知的財産権、営業秘密、第三者の秘密情報を構成する若しくは関連する資料、及びその他のセンシティブ情報並びに本契約の条件（口頭、書面、電子、その他の形式又は媒体によるかを問わない。）（以下総称して「秘密情報等」という。）を相手方に開示し、又は利用可能とした場合（秘密情報等を開示した者を「開示当事者」といい、秘密情報等を開示当事者から受領した者を「受領当事者」という。）、受領当事者は、秘密情報等を他に漏洩し、又は公開してはならない。ただし、次の各号に該当する場合を除くものとする。
   (1) 本目的に関連して秘密情報等を必要とする受領当事者の役員又は従業員等（雇用若しくは任命した代理人、従業員、役員又は下請け事業者を含むものとし、以下同様とする。）、受領当事者の依頼する弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャルアドバイザー等の外部専門家（以下「受領権者」という。）に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合

(2) 法令又は裁判所、政府機関、金融商品取引所その他情報受領者に対して権限を有する機関の裁判、命令、規則等により秘密情報等の開示を要求され、合理的に必要な範囲で開示する場合
(3) 開示当事者が受領当事者に対し事前に書面により承諾をした場合

2. 次の各号に該当する情報であると、開示時に書面による証拠によって証明された情報は秘密情報等に含まれないものとする。
(1) 直接的又は間接的を問わず、受領当事者又はその従業員等による本条の違反に基づくものではなく、一般に公開され、公知となった情報
(2) 受領当事者が第三者から非秘密情報として入手可能な情報又は入手可能になった情報（当該第三者が当該秘密情報等を開示することを禁止されている、又は過去に禁止されたことがある情報は除く。）
(3) 開示当事者又はその従業員等が開示する前に、受領当事者又はその従業員等が知っていた又は保有していた情報
(4) 受領当事者が、開示当事者の秘密情報等の全部又は一部を参照又は使用することなく、独自に開発した情報

3. 受領当事者は、秘密情報等を自らの秘密情報等を保護するのと同程度の注意（ただし、いかなる場合も商業上合理的な注意を下回ってはならない。）を払って保護するものとする。

4. 受領当事者は、本契約に基づく権利の行使又は義務の履行以外のいかなる目的のためにも、秘密情報等を使用してはならない。

5. 本条第 1 項に基づき、受領当事者が法律上の守秘義務を負う者ではない受領権者に秘密情報等を開示する場合、受領当事者は受領権者に対し、本契約によって受領当事者が負う義務と同等の義務を課してその義務を遵守させるものとし、受領権者に義務違反が認められた場合には、受領当事者は、開示当事者に対して直接責任を負うものとする。

6. 本条は、本契約終了後においても、秘密情報等を受領してから 5 年間において、有効に存続するものとする。

**第7条（秘密情報等の破棄）**

本契約期間中又は本契約終了後において、開示当事者が書面により要求した場合、受領当事者は、速やかに開示当事者の秘密情報等を含む又は秘密情報等に基づいて作成されたすべての書類及び有形の資料（写しを含む。）を開示当事者に返却し、及び、適用される法令等により維持が義務付けられている写しを除いて受領当事者のコンピュータシステムから秘密情報等をすべて消去するものとする。ただし、受領当事者は、適用される法令等により当該写しの維持が義務付けられなくなった時点で、当該写しを破棄するものとする。

**第8条（監査）**

1 甲は、事前に書面により乙に通知することを条件に、本契約に定められた乙の義務が遵守されているかを確認するため、甲又は甲から委託を受けた第三者により、乙における本ソフトウェアの使用状況等に関する監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力する。

2 前項の監査にかかる費用は、監査の結果、乙において本契約に違反する事実が存在すると、甲が認めた場合には乙が負担する。

**第9条（知的財産権等）**

甲及び乙は、甲が本機器の設計、組込ファームウェア、本ソフトウェア及び取扱説明書等に関する知的財産権その他の権利、権原及び利益（本契約において総称して「知的財産権等」という。）を有すること、並びに、第三者の製品に関して、該当する第三者のライセンサーが第三者の製品に関するすべての知的財産権等を有することを確認する。

## 第10条（フィードバック）

1　乙又はその従業員等（以下本条において「乙等」という。）が、本機器等に対する変更に関する提案その他のフィードバックを、郵送、電子メール、電話又はその他の方法で甲に送付した場合、甲は、かかるフィードバックを自由に使用することができる。

2　乙等は、かかるフィードバックに含まれるアイデア、ノウハウ、コンセプト、技術、その他の知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）に関する一切の権利、権原及び利益を甲に無償で譲渡する。

## 第11条（データに関する権利）

1. 乙は、甲に対し、本契約の対象となる乙による本機器及び本ソフトウェアの使用に関するすべてのデータ（以下「対象データ」という。）を収集、使用（第三者への開示又は提供を含む。）及び分析することを無償で許諾する。
2. 甲は、対象データ及び甲が対象データを基に改変、追加、削除、組合せ、分析、編集、統合その他の加工を加えたデータ（以下総称して「対象データ等」という。）に、乙の施設や入居者の名称その他それらを特定し得る情報が含まれる場合、乙の事前の書面による承諾なく、第三者（甲の関連会社を含む。）に開示又は提供することはできない。
3. 乙は、対象データ等（本項において、乙が対象データ等に加工を加えたものを含む。）について、甲の事前の書面による承諾なく、第三者（乙の関連会社を含む。）に開示又は提供することはできない。乙は、対象データ等が不正競争防止法第 2 条第 7 項において定義される限定提供データに該当すること、及び当該対象データ等を甲の事前の同意なく第三者（乙の関係会社を含む。）へ開示又は提供することは甲に回復不能な損害を与えうることを確認する。
4. 甲及び乙は、乙による本ソフトウェアの使用に関連して提供、収集又は生成（以下「提供等」という。）された乙の個人識別情報に関するすべての権利は乙に帰属することを確認する。甲は、乙に対する本サービスの提供、甲の製品及びサービス改善に必要な場合、法律で義務付けられている場合、又は事前に乙の書面による承諾を得た場合を除き、本サービスに基づいて乙から提供等されたデータに含まれる個人識別情報について、使用又は開示しないこと（マーケティング目的の使用を含む。）を保証する。
5. 甲は、適用される法令に従い、前項所定の個人識別情報の機密性、完全性及び安全性を保護するために合理的な措置を講じるものとする。

## 第12条（第三者の権利侵害）

1. 甲は、本機器等自体又は本契約に従った本機器等の使用が、第三者の権利を侵害したとして、乙が第三者から請求、訴訟提起その他の法的手続の申立て（以下「第三者請求」という。）により、乙が損害を被った場合、乙に対して、現実に被った通常かつ直接の損害（合理的な弁護士費用を損害に含むものとし、特別の事情から生じた損害及び逸失利益は損害には含まないものとする。）を、乙が甲に支払った金額の合計額を損害賠償額の上限として、賠償するものとする。ただし、乙が速やかに書面にて甲に対して当該第三者請求の事実及び内容を通知し、並びに、乙が甲に協力の上、甲に対して当該第三者請求の防御及び和解を管理する単独の権限を与えることを条件とする。
2. 次の各号に該当する場合に発生したとされる侵害については、前項の適用を除外する。
   (1) 甲以外の者が提供した又は甲が書面で承認していないデータ、ソフトウェア、ハードウェア、機器又は技術と組み合わせた本機器又は本ソフトウェアの使用
   (2) 甲以外の者による本機器又は本ソフトウェアの改変
   (3) 乙に提供された本ソフトウェア又は取扱説明書等の甲から提供される最新バージョンアップについて、明確な根拠のない状況下での最新バージョン以外のバージョンの使用

3. 第三者請求がなされた場合又はその可能性がある場合、乙は、甲に対し、甲が甲の単独の裁量により、(A) 本機器等を侵害状態が解消できるように改変若しくは交換すること、又は（B）乙が使用を継続するための権利取得を許可することについて、同意する。
4. 甲は、前項の場合において、（A）及び（B）のいずれもが合理的に利用可能でないと判断したときには、本契約の全体又は影響を受ける部分に関して、乙への書面による通知をもって直ちに本契約を解除することができる。

**第13条（損害賠償）**

1. 甲は、前条に基づく場合及び法令等で禁止されている場合を除き、いかなる場合においても、甲、その関係会社又は甲若しくはその関係会社の従業員等の行為によって、乙に生じた損害を賠償する責任を負わない。
2. 乙は、乙の次の行為によって甲が損害を被った場合、甲に対し、かかる損害（合理的な弁護士費用を含む。）を賠償するものとする。
   (1) 不法行為
   (2) 本契約で認められていない又は想定されていない方法での本機器等の使用
   (3) 本機器又は本ソフトウェアを、甲以外の者が提供した又は書面により甲が承認していない、データ、ソフトウェア、ハードウェア、機器又は技術と組み合わせた使用
   (4) 甲以外の者による本機器又は本ソフトウェアの改変
   (5) 乙に提供された本ソフトウェア又は取扱説明書等の最新バージョン以外のバージョンの使用
   (6) その他乙が本契約に違反した場合

**第14条（契約期間）**

1. 本契約は、本契約書末尾記載の日付から、本契約の別段の規定に従って早期に終了しない限り、2 年間とする。ただし、別途合意する製品保証期間が継続している間において、本契約は有効に継続するものとし、いずれか一方の当事者より本契約の終了日の 30 暦日前までに、本契約を終了させる旨の書面による意思表示がない限り、自動的に 1 年延長され、以後も同様とする。
2. 前項にかかわらず、第 3 条ないし第 5 条、第 7 条、第 9 条ないし第 13 条、第 16 条 3 項、第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条 2 項及び 3 項、第 23 条ないし第 25 条、並びに本項は、本契約終了後も有効に存続する。

**第15条（中途解約）**

本契約に定める場合を除き、乙は、契約期間中、本契約を中途解約することはできない。

**第16条（解除）**

1. 甲は、乙が第 2 条又は第 6 条に違反した場合、本契約の全部又は一部を、何らの催告なく、直ちに解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一つに該当する場合、本契約の全部又は一部を、何らの催告なく、直ちに解除することができる。
   (1) 本契約に対する重大な違反をし、かつ、その違反が是正出来ないとき。
   (2) 本契約に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず、30 暦日以内に当該違反が是正されないとき。
   (3) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。
   (4) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。
   (5) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。

(6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。
(7) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき。
(8) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
(9) その他上記各号に準ずるとき。

3. 前各項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

**第17条（契約終了後の効果）**

契約期間の満了、解除、解約その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合、本契約に基づき付与されるライセンスも終了する。

**第18条（完全合意）**

本契約は、本契約に定めるすべての事項に関し、甲及び乙の完全な合意を構成し、かかる事項に対する本契約締結前のすべての了解及び合意（書面及び口頭等その他の方法によるものを含む。）に優先する。

**第19条（通知等）**

1. 甲及び乙は、本契約に基づくすべての指図、通知、同意その他の通信（以下「通知等」という。）は、書面により、相手方の別紙記載の住所又は電子メールアドレス（甲又は乙が相手方に対して変更の通知をしたものを含む。）に対し、手交、書留郵便又は電子メールにより行うものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、通知等は、受領する本契約当事者に到達し、かつ通知等を行う本契約当事者が本条の要件を遵守した場合にのみ有効であることを確認する。

**第20条（変更）**

本契約のいかなる規定の修正又は変更も、甲及び乙の適切な権限者が署名捺印、記名押印又は電子署名を行った書面でなければ、その効力を生じない。

**第21条（不可抗力）**

甲及び乙は、自然災害、重大な疾病又は感染症リスク、戦争、暴動、内乱、クーデター又はテロリズム、法令の変更又は政府・司法行政機関の行為、労働争議その他の合理的なコントロールを超える状況の発生によって本契約上の全部若しくは一部の義務の履行を妨げられ、又は遅延した場合、本契約上の義務の履行遅滞又は履行不能の責任を、不可抗力事由の発生及び継続により生じたと認められる範囲において免れる。ただし、金銭債務の履行についてはこの限りではない。

**第22条（反社会的勢力の排除）**

1 甲及び乙は、現時点及び将来にわたって自己及び関係会社が次の各号に該当しないことを表明し、確約する。
(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」と総称する。）であること、又は反社会的勢力であったこと
(2) 反社会的勢力が経営を支配していること
(3) 代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
(4) 自己又は第三者の利益を図る目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図る等反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること

(6) 反社会的勢力と密接に交際をする等社会的に非難されるべき関係を有すること
(7) 自ら又は第三者を利用して暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
(8) 自ら又は第三者を利用して取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること

2 甲及び乙は、相手方が前項に違反した場合、相手方に対し何ら催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、解除した者は、他方当事者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

3 甲及び乙は、相手方が本条第1項に違反した場合、本契約の全部若しくは一部を解除するか否かにかかわらず、相手方に対して自己が被った一切の損害の賠償を請求することができる。

**第23条（譲渡等）**

1 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位及び本契約から生じた権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転その他の方法で承継させてはならず、担保権の設定等その他の方法により処分してはならない。

2 甲は、関係会社又は甲の資産の全部若しくは実質的に全部を取得する法主体に対して、その権利義務の全部又は一部を承継させることができる。

**第24条（誠実協議）**

甲及び乙は、本契約に定めなき事項及び解釈の疑義については、法令並びに慣習に従うほか、甲及び乙が信義に従い誠実に協議解決を図るものとする。

**第25条（準拠法及び管轄）**

本契約に起因又は関連して生じた一切の紛争については、準拠法を日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。